

柔道整復療養費検討専門委員会に おける議論の整理に係る検討(案)

「亜急性」の文言の見直し関係

②「亜急性」の文言の見直し

- 現在の留意事項通知では、「療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり内科的原因による疾病は含まれないこと」とされている。
- この「亜急性」の文言について、過去の質問主意書に対する政府の答弁書で
「「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性のものに準ずることを示すものであり、
「外傷性」とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもの」とされていることを踏まえ、見直しを行う。

(続く)

(続き)

○ 具体的には、留意事項通知を、以下の通り改正する。

5 療養費の支給対象となる負傷は、負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。

なお、負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。

また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、急性又は亜急性、すなわち身体の組織の損傷の状態が急性又は急性に準ずるものであり、慢性に至っていないものであること。

(注) 負傷の原因は、具体的に、いつ、どこで、どこを、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。

単に「亜急性の外傷」や「急性に準じる外傷」のような具体性を欠くもの及び外傷の原因が不明なものは支給対象にならないこと。

○ 具体的には、留意事項通知を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
<p>第1 通則 5 療養費の支給対象となる負傷は、 <u>負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない</u></p> <p>急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、 内科的原因による疾患は含まれないこと。</p> <p>なお、<u>負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない</u></p> <p>急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。</p> <p>また、<u>外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、急性又は亜急性、すなわち身体の組織の損傷の状態が急性又は急性に準ずるものであり、慢性に至っていないものであること。</u></p> <p>(注) <u>負傷の原因は、具体的に、いつ、どこで、どこを、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。</u> 単に「亜急性の外傷」や「急性に準じる外傷」のような具体性を欠くもの及び外傷の原因が不明なものは支給対象にならないこと。</p>	<p>第1 通則 5 療養費の支給対象となる負傷は、</p> <p>急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、 内科的原因による疾患は含まれないこと。</p> <p>なお、</p> <p>急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。</p>

○ 経緯

○ 平成7年9月8日医療保険審議会柔道整復等療養費部会の「柔道整復等の施術に係る保険給付について」2柔道整復に係る療養費の審査等の適正化の(2)審査基準の統一②において、

『打撲・捻挫は、関節等に対する可動域を超えた捻れや外力による外傷性の疾患であり、療養費の対象疾患は、急性又は亜急性の外傷性であることが明白な打撲・捻挫に限るべきである。

したがって、内科的原因による疾患は、療養費の支給対象にならないことを審査基準において明確にする必要がある』

とされ、

○ これを受け、平成9年4月17日付けで留意事項通知が発出されている。

(続く)

(続き)

- 平成15年の質問主意書に対する政府の答弁書では、
『「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性のものに準ず
ることを示すものであり、「外傷性」とは、関節等の可動域を超え
た捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示す
ものである。』
とされている。

(続く)

(続き)

○ 平成28年9月23日の「柔道整復療養費に関する議論の整理」では、

『○ 留意事項通知において、療養費の支給対象の負傷の範囲に関して用いられている「亜急性」の文言については、医療保険の療養費として支給する範囲を見直すべきとの意見や見直しは必要ない等様々な議論があったが、「亜急性」の文言について、「亜急性の外傷」という表現は医学的に用いられることはないとの意見を踏まえ、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容を踏まえた見直しを行うことを検討すべきである。

(参考)政府の答弁書では「「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性のものに準ずることを示すもの」としている。』

とされている。

(参考)

医療保険審議会 柔道整復等療養費部会構成委員(平成7年9月8日)

○委員(4名)

桑原 芳彦	健康保険組合連合会常務理事
河内山 大作	全国化学一般産業労働組合連合会会長
坪井 栄孝	日本医師会副会長
水野 肇	医事評論家

○専門委員(8名)

西 法正	国立立川病院院長
原 桃介	筑波技術短期大学教授
深谷 昌弘	慶應義塾大学総合政策学部教授
三浦 幸雄	東京医科大学病院院長
関野 光雄	社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会会長
中村 万喜男	社団法人 日本鍼灸師会会長
松本 好司	社団法人 日本柔道整復師会会長
村谷 昌弘	社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会会長